

令和7年度菊池市一般廃棄物処理実績

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条及び法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和7年度菊池市における一般廃棄物処理を実施した。

2 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

3 処理の対象区域

菊池市全域とする。

面 積	276.85 km ²
世 帯 数	21,090 世帯
人 口	46,403 人

（世帯数及び人口は、令和8年3月31日現在）

4 一般廃棄物の排出状況

当該年度を含む、過去2年間に排出された一般廃棄物の状況

区分	令和6年度			令和7年度			伸び率 (%)
	搬入量	自 家 処理量	計	搬入量	自 家 処理量	計	
ごみ	t 11,911	t 21	t 11,932	t 12,132	t 27	t 12,159	1.9
し尿及び浄 化槽汚泥	kℓ 17,234	kℓ 165	kℓ 17,399	kℓ 17,161	kℓ 75	kℓ 17,236	△0.9

※廃食用油の数値を除く。

5 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物のごみ処理に係る収集運搬は、一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託業者（以下「委託業者」という。）及び本市が許可した事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が行い、中間処理及び最終処分については、菊池広域連合が行った。

一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥等に係る収集運搬は許可業者が実施し、中間処理及び最終処分を菊池広域連合が行った。

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
ご み	家庭系 ・委託業者 ・自己搬入（排出者） ・許可業者 ※臨時家庭ごみのみ	菊池広域連合	菊池広域連合
	事業系 ・自己搬入（排出者） ・許可業者		
し尿、浄化 槽汚泥等	菊池市 ・許可業者	菊池広域連合	菊池広域連合

6 処理実績

(1) ごみ処理実績

ア ごみの排出抑制及び再資源化実績

(ア) 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行った。

事業名	目的・内容	摘 要
生ごみ処理機等購入の補助	生ごみの排出抑制を図るため、処理機等の購入に対する補助を行った。	実施基数 39 基
資源ごみ（有価物）回収団体への補助（奨励金）	住民団体による回収促進を図るため、住民の資源ごみの回収に対する補助を行った。	登録団体数 46 団体
生活環境推進委員制度	各行政区から選出された生活環境推進委員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用の普及・啓発を図った。	行政区数 210 区
使用済食用油回収事業	家庭で使用したてんぷら油を拠点回収し、買取り業者へ販売することで減量化と再資源化を図った。	回収量 2,895 ℓ / 年

(イ) 再資源化の方法及び回収量

菊池広域連合の処理実績による。

イ 収集運搬

(ア) ごみの分別の種類と収集運搬処分について

a 一般家庭から排出されたごみ

一般家庭からごみを排出した際は、次のとおり分別を行い、指定された収集所へ排出するか、菊池広域連合処理施設へ直接搬入を行った。

なお、家庭ごみの適正な排出が困難であると市が認めた者については、別に定める要綱に基づき、戸別収集を行う等必要な支援を行った。

〈ごみの分別の種類〉

燃やすごみ・資源物 A（空きかん、空きびん）・資源物 C（新聞紙、折込みチラシ）・資源物 D（雑誌、本、その他の紙）・資源物 E（布類）・資源物 F（段ボール）・資源物 G（牛乳パック類）・資源物 H（ペットボトル）・資源物 J（プラスチック製容器包装、食品トレイ、発泡スチロール）・不燃物を市指定ごみ袋で分別。※資源物 B と資源物 I は欠番。

特定品目（電池類・電池類が取り外せない充電式小型家電製品、水銀体温計、水銀血圧計、ライター・チャッカマン、スプレー缶、練り朱肉）は透明な袋で分別。廃蛍光管、水銀含有物、廃食用油、オイル缶・塗料缶（塗料スプレー缶）、リチウムイオン電池・モバイルバッテリーは拠点回収（リチウムイオン電池・モバイルバッテリーについては特定品目としても回収）。

b 事業所から排出された廃棄物

事業活動によって生じた事業系一般廃棄物は、事業者自ら適正に処理を行うか、菊池広域連合処理施設へ直接搬入あるいは許可業者に収集運搬を依頼し、処理を行った。

また、産業廃棄物については、事業者自ら適正に処理を行った。

（許可業者の責務）

事業所から排出された廃棄物の適正な処理の確保に関して、許可業者は、事業所ごみの適正分別及び減量化を目的とした排出事業所に対する周知啓発や改善指導等を行い、市の施策に協力しなければならない。

c 収集主体

市指定ごみ袋は委託業者による収集運搬を行い、事業系一般廃棄物は自己搬入か許可業者による収集運搬を行った。

ごみの種類 (家庭系)	収集 主体	収集方法	収集 回数	収集袋等	収集運搬業者(住所)	収集区域
燃やすごみ	委託	ステーション	週2回	指定袋 (赤透明)	○五嶋運輸合資会社(菊池市大琳寺 288 番地 5) ○有限会社レッツクリーン(菊池市出田 2510 番地 1) ○有限会社クリーン菊池(菊池市原 1448 番地) ○水の守り人(株)(菊池市隈府 502 番地 1) ○有限会社高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262-1) ○クリーンエ社(株)(菊池市旭志新明 160 番地 3) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池 菊池 菊池 七城 旭志 泗水
資源物	委託	ステーション	月1回 ※内、資源物Jは 週1回	指定袋 (緑透明)	○五嶋運輸合資会社(菊池市大琳寺 288 番地 5) ○有限会社レッツクリーン(菊池市出田 2510 番地 1) ○有限会社クリーン菊池(菊池市原 1448 番地) ○水の守り人(株)(菊池市隈府 502 番地 1) ○有限会社菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○有限会社高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262-1) ○クリーンエ社(株)(菊池市旭志新明 160 番地 3) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池 菊池 菊池・七城・旭志 菊池 七城 旭志 泗水
不燃物	委託	ステーション	月1回	指定袋 (黄透明)	○五嶋運輸合資会社(菊池市大琳寺 288 番地 5) ○有限会社レッツクリーン(菊池市出田 2510 番地 1) ○水の守り人(株)(菊池市隈府 502 番地 1) ○有限会社菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○有限会社高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262-1) ○クリーンエ社(株)(菊池市旭志新明 160 番地 3) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池 菊池 菊池 七城 旭志 泗水
粗大ごみ	委託	事前申込による戸別収集	月1回	粗大ごみ処理券	○有限会社セーフティ(菊池市大琳寺 225 番地 8) ○有限会社菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池・七城・旭志 菊池・七城・旭志 泗水
特定品目 (廃乾電池等)	委託	ステーション	月1回	透明な袋	○下川商店(菊池市隈府 656 番地 11) ○有限会社セーフティ(菊池市大琳寺 225 番地 8) ○株式会社セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1)	菊池 菊池・七城・旭志 泗水
廃蛍光管	委託	拠点回収	随時	指定無	○(公社)菊池市シルバー人材センター(菊池市七城町砂田 1457 番地 1)	
廃食用油	委託	拠点回収	月1回	ペットボトル等	○熊本いいくに県民発電所(株)(熊本市中央区上水前寺 1-6-41)	

菊池市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

ごみの種類	収集 主体	収集 方式	収集 回数	収集袋	収集運搬業者（住所）	収集区域
事業系 燃やすごみ	許可	事業所	不定期	指定無	○(有) 菊池環境美化センター（菊池市森北 580 番地 1） ○(公社) 菊池市シルバー人材センター（菊池市七城町砂田 1 4 5 7 番地 1） ○水の守り人(株)（菊池市隈府 502 番地 1） ○金岡商店(株)（熊本市南区富合町釈迦堂 611 番地） ○(有) セーフティ（菊池市大琳寺 225 番地 8） ○(株) ニシコー（福岡市中央区渡辺通 2 丁目 9-22） ○(株) 永野商店（熊本市北区室園町 10-22） ○(株) 西原商店（熊本市南区流通団地 1 丁目 50） ○有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874 番地） ○(有) 高塚環境保全（菊池市七城町砂田 1262 番地 1） ○(株) 新九州建設運輸（熊本市北区植木町木留 751 番地） ○クリーンエ社(株)（菊池市旭志新明 160 番地 3） ○(株) セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1） ○(株) グリーンロジスティクス（菊池郡大津町杉水 2506 番地） ○(株) サンレイメディカル（阿蘇郡西原村布田 834 番地 171） ○(有) 宇都宮産業（合志市須屋 1375 番地 33） ○平智合同会社（菊池市四町分 2210 番地） ○合同会社ファームサービス（熊本市東区健軍 4 丁目 8-13-103） ○ペット・メモリアル菊池やすらぎの丘（菊池市木柑子 1335 番地）	菊池・七城・旭志 全域 菊池・七城 菊池 菊池・七城・旭志 菊池 七城・泗水・旭志 七城・泗水・旭志(柳河精機限定) 七城・泗水 七城 七城 旭志 泗水 泗水・旭志 泗水 泗水 全域 泗水（三菱電機(株) 限定） 全域
菊池広域連合で 適正な処理が困 難な一般廃棄物					○(株) 星山商店（熊本市北区武蔵ヶ丘 9 丁目 5 番 76 号）	全域
し尿	許可		定期		○(有) 旭衛生舎（菊池市野間口 345 番地） ○(株) セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 泗水
浄化槽汚泥等	許可		定期		○(有) 旭総合メンテナンス（菊池市野間口 345 番地） ○(株) セイブクリーン（合志市御代志 1538 番地 1）	菊池・七城・旭志 泗水
し尿 浄化槽汚泥等	市外から処理施設への運搬 （施設内での荷卸しのみ）				○(有) 日野環境（菊池郡大津町大字大津 132 番地） ○中野衛生(有)（菊池郡菊陽町原水 5313 番地 3）	

(イ) 収集区域の範囲と収集運搬したごみの量
収集区域は、菊池市の全域とした。

ごみの種類	計画収集人口(人)	収集量(t)		直接搬入量(t)	自家処理量(t)	排出量計(t)
燃やすごみ	46,403	直 営	0	227	27	10,418
		委 託	7,447			
		許 可	2,717			
		計	10,164			
可燃性粗大ごみ	46,403	直 営	0	287	0	327
		委 託	22			
		許 可	18			
		計	40			
資源物（容器法回収を含む）	46,403	直 営	0	39	0	1,035
		委 託	996			
		許 可	0			
		計	996			
不燃性粗大ごみ	46,403	直 営	0	50	0	60
		委 託	10			
		許 可	0			
		計	10			
不燃物	46,403	直 営	0	59	0	295
		委 託	236			
		許 可	0			
		計	236			
特定品目	46,403	直 営	0	0	0	13
		委 託	13			
		許 可	0			
		計	13			
廃乾電池	46,403	直 営	0	0	0	10
		委 託	10			
		許 可	0			
		計	10			
廃蛍光管	46,403	直 営	0	0	0	1
		委 託	1			
		許 可	0			
		計	1			
廃食用油	46,403	直 営	0	0	0	3
		委 託	3			
		許 可	0			
		計	3			
計			11,472	663	27	12,162

(ウ) 中継施設の概要

菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理実績

菊池広域連合の処理実績による。

エ 最終処分実績

菊池広域連合の処理実績による。

オ その他

(ア) 特定家庭用機器の取り扱いについて

特定家庭用機器再商品化法に規定されている次の①から④のうち、家電小売店が撤退した等の理由により引取義務者が不在のものについては、排出者が家電リサイクル券を用意し、排出者自ら指定引取所へ搬入もしくは、菊池広域連合にて一時保管後、製造業者等の指定引取場所へ運搬した。

- ① エアコン
- ② テレビ
- ③ 冷蔵庫及び冷凍庫
- ④ 洗濯機及び衣類乾燥機

(イ) 家庭系パソコンの取扱いについて

資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となっているが、使用済小型家電リサイクルルートを利用し、パソコンのリサイクルが可能であるため、不燃物として受け入れた。

(ウ) 適正処理困難物

菊池広域連合の処理実績による。

(エ) 住民に対する広報啓発活動

- a ごみ分別アプリ・AI チャットボット（HP）を活用した分別方法等の周知
- b 広報誌、チラシ等による啓発
- c 研修、廃棄物処理施設見学の実施
- d 出前講座の実施
- e 生活環境推進委員研修会の開催

(オ) 適正処理困難物の民間処理施設での処分方法

菊池広域連合施設で処理することが困難なもののうち、民間処理施設で処理が可能な品目については、本市外に立地する以下の民間処理施設まで排出者が運搬及び処分を直接依頼することとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とした。

なお、本市で発生した一般廃棄物を市外で処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づき、立地する自治体である合志市と大津町の一般廃棄物処理計画との調和を図る必要があるため、その種類及び処分量等を事前に通知し、予め承諾を得た。

民間処理施設の名称	処理施設の場所	処分方法
株式会社星山商店 竹迫工場	熊本県合志市竹迫 1440	中間処理 (破碎選別、 再資源化等)
有価物回収協業組合石坂グループ 大津事業所	熊本県菊池郡大津町杉水 3746	
日野総合管理株式会社 緑のリサイクルセンター	熊本県菊池郡大津町大津 90-1	
株式会社 大津技研 木質リサイクル工場(森林事業部)	熊本県菊池郡大津町矢護川 1481-14	

(カ) 公共施設から排出される廃棄物の処理について

次の表に掲げる廃棄物については、事業者が排出する場合、産業廃棄物との見解から菊池広域連合では処理しないが、関係市町の公共施設等から発生したもので、残渣が出ないように分別し排出されたものに限り、併せ産廃として年間50トン程度の処理をしている。(関係市町の公共施設等には、関係市町が組織する一部事務組合の庁舎も含まれる。)

金属くず	廃プラスチック	ガラスくず等
空かん、机、いす、テーブル、書庫、その他これらに類するもの	容器、その他これらに類するもの	空きびん、蛍光管、その他これらに類するもの

(キ) 自家処理について

次に掲げるもののうち、菊池広域連合の環境工場等で処理できるものは自家処理するものとしている。

- ① 菊池広域連合から排出される生活ごみ及び業務上発生するごみ
- ② 環境工場等の工事等で発生するごみ

(2) 生活排水処理実績

ア 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	46,403 人
2	水洗化・生活排水処理人口	40,578 人
	(1) 下水道	27,875 人
	(2) 農業集落排水	5,045 人
	(3) コミニティ・プラント	0 人
	(4) 合併処理浄化槽	7,658 人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	2,729 人
4	非水洗化人口	3,096 人
	(1) 計画収集人口（汲取り）	2,950 人
	(2) 自家処理人口	146 人
5	計画処理区域外人口	0 人

イ 収集運搬実績

(ア) 収集運搬する生活排水の種類と方法

a 種類

し尿及び浄化槽汚泥。

b 方法

許可業者により収集運搬し、菊池広域連合「クリーンセンター花房」に搬入した。

c 収集回数及び収集方法

し尿収集は許可業者による原則月 1 ～ 2 回の戸別収集を実施し、特別な事情がある場合は、臨時収集を実施した。浄化槽汚泥は、排出者と許可業者との契約により戸別収集を実施した。

生活排水の種類	収集主体	区域	収集運搬業者（住所・氏名）
し尿	許可	泗水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭衛生舎 代表取締役 富岡 庸一郎
浄化槽汚泥等	許可	泗水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭総合メンテナンス 代表取締役 富岡 庸一郎
し尿・浄化槽汚泥等	許可	泗水地区（一部を除く）	合志市御代志 1538 番地 1 株式会社セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり

(イ) 収集運搬する区域と収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥の量

収集区域は、菊池市の全域とする。

(単位：kℓ)

生活排水の種類	実績収集量				自家処理量	総 計
	直 営	委 託	許 可	計		
し尿	0	0	2,552	2,552	75	17,236
浄化槽汚泥等	0	0	14,609	14,609		
合計	0	0	17,161	17,161		

(ウ) 中継施設の概要

菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理実績

菊池広域連合の処理実績による。

エ 最終処分実績

菊池広域連合の処理実績による。